

原議保存期間 10年
(平成27年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交指発第88号
平成17年5月30日
警察庁交通局交通指導課長

取締り活動ガイドラインの策定及び公表について

標記の件については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」(平成17年3月22日付け、警察庁丙交指発第14号等)第2の2(1)において示されたとおりであるが、特に留意すべき事項を以下のとおり定めるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 確認事務を委託する警察署におけるガイドライン

確認事務を委託する警察署においては、主として放置車両確認機関が計画的に放置車両の確認等を行うこととなり、これに従事する駐車監視員の活動が公平かつ適正に行われるようにし、その透明性を確保する必要性が特に高いことから、駐車監視員が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「駐車監視員活動ガイドライン」を策定、公表すること。その際は、以下の事項に留意すること。

1 ガイドラインに定める事項

駐車監視員活動ガイドラインには、別添1のモデルを参考として、以下の事項を定めること。

(1) 活動方針

駐車監視員が駐車監視員活動ガイドラインに定める重点路線・地域及び時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する旨を明記すること。

(2) 重点路線及び重点地域

駐車監視員が放置車両の確認等を行うために重点的に巡回すべき路線及び地域を定めること。重点路線及び重点地域は、改正道路交通法第51条の12第1項の規定により警察署長が公示した放置車両確認機関が確認事務を行う区域の範囲内とすること。

なお、必要に応じ、巡回の頻度等を勘案し、最重点路線・地域と重点路線・地域に分けても差し支えない。

(3) 重点時間帯

(2)のそれぞれの重点路線・地域において、駐車監視員が重点的に巡回を行う時間帯を定めること。

(4) 自動二輪車等に関する事項

自動二輪車及び原動機付自転車については、放置自転車等の整理、撤去等に関

する条例、計画等との整合性を確保しつつ、駐車監視員がこれらの車種の放置車両を確認するために重点的に巡回すべき路線、地域及び時間帯を上記（２）及び（３）に定める重点路線・地域及び重点時間帯の範囲内で抽出し、定めることができる。

2 策定手順

駐車監視員活動ガイドラインは、以下の（１）から（４）までの手順により策定すること。

（１）駐車監視員活動ガイドライン案の作成

駐車監視員活動ガイドラインを策定しようとする警察署長は、以下の事項を中心に管内の駐車実態を的確に把握した上で、駐車監視員活動ガイドライン案を作成すること。

ア 違法駐車の状態

イ 違法駐車がその一因となったと認められる交通事故の発生状況

ウ 違法駐車による交通渋滞の発生状況

エ 違法駐車取締りに関する地域住民等の意見、要望

（２）地域住民等の意見、要望の把握方法

（１）エの違法駐車取締りに関する地域住民等の意見、要望を把握するに際しては、以下の方法を参考とすること。ただし、「ア 警察署協議会における意見、要望の聴取」については、可能な限り実施すること。

ア 警察署協議会における意見、要望の聴取

イ 交番、駐在所連絡協議会等における意見、要望の聴取

ウ 地域交通安全活動推進委員協議会における意見、要望の聴取

エ 市区町村の交通担当課、道路管理者等からの意見、要望の聴取

オ 110番その他の方法により警察署に寄せられた意見、要望の分析

（３）駐車監視員活動ガイドライン案の本部主管課への報告

警察署長は、（１）により策定した駐車監視員活動ガイドライン案を本部主管課に報告し、本部主管課においては以下の事項を勘案して必要な指導・調整を加えること。

ア 都道府県警察全体の取締り方針との整合性

イ 隣接警察署間での重点路線等の整合性

（４）駐車監視員活動ガイドラインの決定

警察署長は、本部主管課の指導・調整を経た上で、駐車監視員活動ガイドラインを決定する。

3 見直し

違法駐車の状態等が短期間で大きく変化することもあるため、駐車監視員活動ガイドラインは、以下の事項等を踏まえ、随時見直しを行うこと。

なお、最低でも１年に１回は定期的に駐車監視員活動ガイドラインの内容を見直すこと。

- (1) 違法駐車の状態の変化
- (2) 違法駐車が一因となったと認められる交通事故、交通渋滞の発生状況の変化
- (3) 違法駐車取締りに関する意見、要望の状態の変化
- (4) 大規模店舗の開店、道路の新設等による交通流量の変化
- (5) 関連交通規制の見直し状況

4 公表

策定又は改定された駐車監視員活動ガイドラインについては、以下の(1)から(4)までの方法を参考としつつ、効果的な公表を実施すること。

- (1) 都道府県警察のホームページへの掲載
- (2) 本部、警察署、交番等における掲示又は配付
- (3) 交番・駐在所だより等への掲載
- (4) 自治体広報紙等への掲載

5 策定・公表の時期

法施行当初から確認事務を委託する警察署は、平成18年3月末までにガイドラインを策定し、法施行前にこれを公表すること。それ以後に確認事務を委託する警察署は、委託を開始する前に策定・公表すること。

6 放置車両確認機関に対する指導教養の徹底

警察署長は、放置車両確認機関及び同機関の駐車監視員に対し、駐車監視員活動ガイドラインの趣旨及び内容を周知徹底すること。また、駐車監視員が活動する場所及び時間帯は、原則として、駐車監視員活動ガイドラインの重点路線・地域及び重点時間帯の範囲内とすること。

第2 確認事務を委託しない警察署におけるガイドライン

確認事務を委託しない警察署のうち、管内に警察官又は交通巡視員が計画的に違法駐車取締り活動を行うことが必要な地域がある警察署において、重点を明らかにした取締り活動を行うことによる効果が期待できる場合には、別添2のモデルを参考として、「違法駐車取締り活動方針」を策定・公表すること。

なお、警察官又は交通巡視員の取締りが「違法駐車取締り活動方針」に定める重点場所等に限定されるとの誤解を部内外に与えないように留意すること。

駐車監視員活動ガイドライン(モデル)

別添1

(年月日策定)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
国道 号(交差点～交差点の間)	終日

重点路線

重点路線

路線(区間)	重点時間帯
県道 線(交差点～交差点の間)	7時～9時、17時～19時
市道凸凹線(交差点～交差点の間)	バス運行時間帯

最重点地域

地域	重点時間帯
国道 ×号(××交差点～交差点までの間)及びその周辺	終日
駅周辺(違法駐車防止条例重点地区)	終日

重点地域

重点地域

地域	重点時間帯
地区繁華街	15時～夜間(特に週末)
凸凹町商店街、町商店街及びその周辺	10時～18時(特に休祝日)
小学校周辺、小学校周辺	登下校時間帯
凸凹団地周辺、市営住宅周辺	午後～夜間
海水浴場周辺	海水浴期間中終日

自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯
駅周辺	終日(特に休祝日)

県 警察署

違法駐車取締り活動方針 (モデル)

(年 月 日策定)

警察署においては、下記の路線、地域、時間帯を重点に駐車違反取締り活動を推進する。

ただし、違法駐車の状態、駐車苦情、交通事故の発生状況等を踏まえ、その他の場所、時間帯においても必要に応じて違法駐車の手締りを行う。

重点
路線

重点路線

県道 線 (交差点 ~ 交差点の間)

市道凸凹線 (交差点 ~ 交差点の間) (バス運行時間帯)

重点
地域

重点地域

駅周辺 (違法駐車防止条例重点地区)

凸凹町商店街、 町商店街及びその周辺

小学校、 小学校周辺 (登下校時間帯)

凸凹団地周辺、 市営住宅周辺

自動二輪・原付重点地域

駅周辺

県 警察署